

公立大学法人九州歯科大学入試委員会規則

法人規則第18号
平成18年4月1日

改正 平成22年2月1日 法人規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人九州歯科大学組織規則第3条第2項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学入試委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜実施のための制度、組織および方法に関する事項
- (2) 大学入試センター試験に関する事項
- (3) 学力検査実施教科および科目に関する事項
- (4) 学生募集要項に関する事項
- (5) 試験場の設置に関する事項
- (6) 入学者選抜結果に関する事項
- (7) その他入学者選抜に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長並びに第3項および第4項に定める委員によって組織する。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部長
- (2) 大学院研究科長
- (3) 附属図書館長
- (4) 附属病院長
- (5) 口腔保健学科長
- (6) 事務局長
- (7) 経営管理部長
- (8) 学務部長

4 委員長は、前項に掲げる委員のほか、必要と認める者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第3項第1号から第4号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(委員会の開会)

第6条 委員長は、委員会を開催し、その議長となる。

(委員会の会議)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによるものとする。

(入試検討委員会)

第8条 委員会は、第2条各号に掲げる事項を審議する場合、別に定める九州歯科大学入試検討委員会を設置し、九州歯科大学入試検討委員会に諮ることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員長および委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務取扱)

第10条 この委員会に関する事務は、学務部教務企画班が取り扱う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成22年2月1日から施行する。